

5 高槻市の景観形成の目標と方針

高槻市の景観について、これまでの取り組みや現状、課題を明らかにしてきました。

今後、景観形成を進めるにあたっては、これらを踏まえながら高槻市全域の目標を示すととともに、景観類型別の方針や取り組みを定める必要があります。

また、地域の特性が色濃く反映されている地区や重点的な取り組みが必要と考えられる地区については、「景観重点地区」として地区に応じた景観形成の方針を整理し、その方針に基づく景観まちづくりを進めていくことが求められます。

5-1 景観形成の目標

高槻市には、市民が誇るべき良好な景観が数多くあり、このような景観の形成には、それを守り育てる担い手が存在しています。

今後、高槻市の景観を守り育てていくためには、各々の地域で良好な景観形成に向けた取り組みを進めるとともに、良好な景観を支える担い手の育成や、良好な景観形成の必要性に関する市民意識を高めていくことが重要です。

そのため、今後の景観形成の目標を次のとおり設定します。

— 景観形成の目標 —

- ①高槻への誇りと愛着の育成
- ②身近に感じることができる自然景観の保全
- ③人々の営みに支えられた歴史・文化の継承
- ④質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出

①高槻への誇りと愛着の育成

都市として成熟期を迎えている高槻市では、これまでの拡大志向や効率性を追求する地域づくりから、住まい、働く人の満足度やこころの充実を目指した地域づくりへと、質的な転換を図っていくことが求められます。

そのため、地域活力の再生、ひいては景観づくりの取り組みを地域ぐるみの活動へと広げ、良好な景観形成をきっかけとしたまちづくり活動を通じて、住みたい、住み続けたい、訪れたいまちとしての魅力を高め、高槻への誇りと愛着を育成していきます。

②身近に感じることができる自然景観の保全

北摂連山の山並み、農村集落や里山、淀川や芥川等の水辺の織り成す自然空間は、生活の中で身近に感じることができる安らぎと癒しの空間として、特に多くの市民に親しまれています。これらの自然環境が生み出す自然的景観は、高槻市の景観の骨格を形作る基本的な要素の一つでもあり、高槻らしさをイメージするうえでも極めて重要な要素となっています。

また、水源かん養をはじめ地球温暖化防止等様々な機能を持つ森林、治水・利水とともに市民の散策空間・水辺空間等様々な機能をもつ河川、都市近郊農業や身近な食育の場としての農地を保全していくことは、自然的景観の保全のみならず、環境との共生を図っていくうえでも重要な意味をもっています。

こうしたことから、市街地から眺望できる北摂連山の山並みや緑あふれる農地、市民が気軽に親しむことのできる水辺空間等、身近に感じることができる自然景観の保全を図っていきます。

③人々の営みに支えられた歴史・文化の継承

高槻市には、各時代にわたる歴史的な価値のある多様な資源や、地域の文化を伝える資源が豊富に存在し、市民の体験や記憶と結びついた心の原風景となっています。特に、富田地域や西国街道沿い等歴史の面影を残すまちなみをはじめ、古墳や遺跡が存在する地域に対しては、市民の愛着も高くなっています。

このような地域の景観は、現在に至る時の経過の中で人々の営みが受け継がれ、伝えられてきたものです。地域の歴史にこだわることは、地域の独自性を大切にし、地域らしい景観を継承していくうえでも非常に重要なことです。

そのため、それぞれの地域の成り立ちを理解するとともに、人々の営みに支えられた歴史的・文化的遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら次世代に継承していきます。

④質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出

高槻市は、人口減少期を迎えつつあり、将来にわたって活力を持続していくためには、多面的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

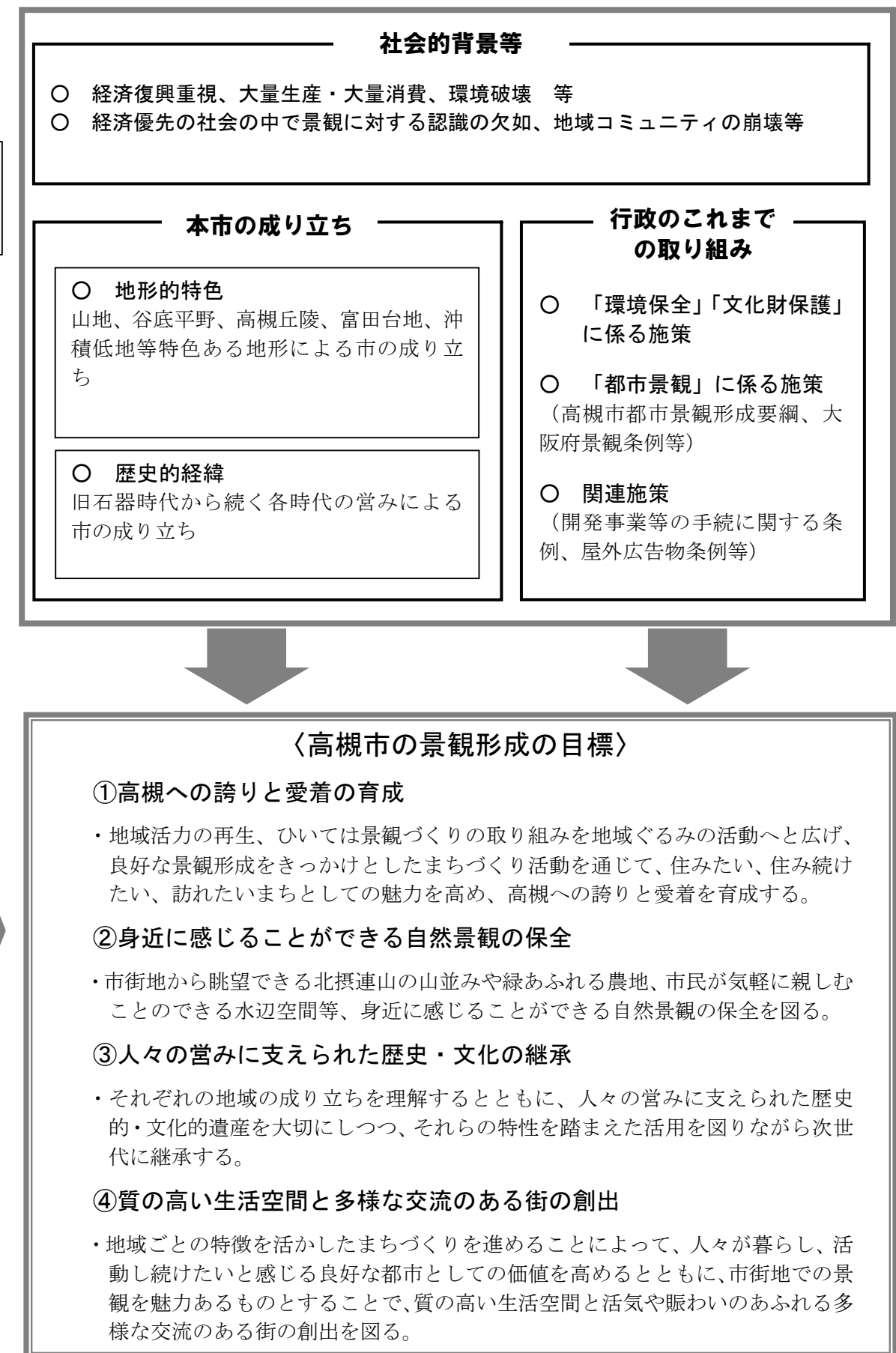
高槻市は、北部の丘陵地等におけるゆとりと潤いのある住宅地や、南部における都市的利便性の高い住宅地等、住宅都市として多くの魅力を備えています。また、中心市街地の商業集積とともに、先端技術の研究所や大学の立地等複合的な都市機能が集積し、京阪間における拠点都市としての存在感を有しています。

そのため、地域ごとの特徴を活かしたまちづくりを進めることによって、人々が暮らし、活動し続けたいと感じる良好な都市としての価値を高めるとともに、市街地での景観を魅力あるものとするすることで、質の高い生活空間と活気や賑わいのあふれる多様な交流のある街の創出を図っていきます。

■ 高槻市の景観特性・課題と景観形成の目標

A 自然的景観	A-1 森林のある地区	(特性) ・市街地景観の背景となる北摂連山の山並み ・動植物の生息空間、水源のかん養、地球環境問題の緩和 (課題) ・担い手不足等による山林の荒廃 ・山並みを損なう建築物や屋外広告物 ・新名神高速道路等の大規模公共施設との調和
	A-2 農地・里山のある地区	(特性) ・農地や里山の潤いのある癒しの景観 ・コスモス畑やレンゲ畑等の憩いの場 (課題) ・担い手不足等による農地や里山の荒廃 ・農地や里山の景観にそぐわない建築物や屋外広告物
	A-3 河川沿いの地区	(特性) ・河川沿いに開放感あふれる市民の安らぎの空間 ・市民に親しまれるレクリエーション空間 (課題) ・広がりや連続性を阻害する建築物や屋外広告物
B 歴史的景観	B-1 歴史的な趣のある地区	(特性) ・往時の面影を受け継いだ建築物や道標 ・歴史的まちなみの風情を感じる酒造り ・地域の歴史・文化を伝える身近な資源 (課題) ・生活利便性や維持管理の問題による存続危機 ・デザインの配慮に欠いた建築物や屋外広告物
	B-2 古墳・遺跡のある地区	(特性) ・先人の暮らしを辿ることのできる貴重な歴史遺産 ・丘陵部の眺望の場、市街地の緑ある空間 ・眺望や山歩きの散策コース (課題) ・開発による消失の危機 ・雰囲気を損なう建築物や屋外広告物の存在により景観が悪化
C 市街地の景観	C-1 住宅地区	(特性) ・ゆとりのある北部の住宅地 ・密集度の高い中南部の住宅地 (課題) ・敷地の細分化による緑の喪失 ・管理されていない空き地、空き家の増加 ・周囲から突出する意匠、構造、色彩の建築物
	C-2 駅周辺の地区	(特性) ・再開発事業による拠点整備 ・賑わいのあるまちの形成 ・上天宮満宮、八丁松原、京大農場等の緑 ・風物詩となるイベント (課題) ・都市の玄関口としての風格が不足 ・総体的に少ない樹木や草花類 ・景観を阻害する違法駐輪やはみ出し看板
	C-3 幹線道路沿道の地区	(特性) ・大型店舗や工場の立地 ・市街化調整区域の資材置き場 (課題) ・緑の不足が著しい沿道景観 ・巨大で様々な色彩の屋外広告物 ・美観の配慮に乏しい土地利用

景観類型別にみた特性と課題



5-2 景観類型別の景観形成の方針

A 自然的景観

A-1 森林のある地区

(1) 景観形成の方針

高槻市で市域の約半分近くを占めている森林は、水源かん養をはじめ地球温暖化防止等様々な機能を有し、レクリエーション等を通じて自然の奥深さや大切さを体感できる空間でもあります。

また、景観ワークショップやアンケート、写真展でも北摂連山に対する市民の愛着や関心は高く、高槻市の景観を最も特徴づけている要素のひとつとされています。これらのことから、市街地の背後にあり、市街地からの豊かな眺望を支える北摂連山の山並みを保全し、森林による緑豊かな景観の形成を目指します。

- **市街地の背景となる山並みの景観保全**
 - ・ 建築物や屋外広告物等については丘陵部や斜面地形との調和を図ることで、山並みの景観を保全します。
- **森林の健全な保全・育成**
 - ・ 山並みの景観を著しく損なうような伐採を避け、周辺との調和に配慮します。
 - ・ 良好な山並み景観を創出する森林を、農林業施策との連携によって、保全・育成します。

(2) 今後取り組むべき施策

① 林業の担い手づくりと森林保全活動への支援

森林の保全にあたっては、森林そのものがもたらす良好な眺望とともに、国土・環境保全等多様な恩恵を享受していることを認識したうえで、健全な保全に努める必要があります。

そのため、今後も「高槻市農林業振興ビジョン」に基づいて、長期的視点にたった市独自の森づくりプランの策定等とともに、林業の担い手づくり、市民林業士、森林保全活動を行う市民組織や事業者との協働、支援制度等を活用しながら、引き続き森林保全を促進します。

②山間部等での公共施設整備時の景観への配慮の仕組みづくり

高槻市では、今後、山間部とその周辺で、新名神高速道路や（仮称）高槻東道路等の大規模な公共施設の整備が予定されており、これらと自然的景観との調和が求められます。また、平成19年度のアンケート調査でも、良好な景観づくりを目指した公共施設の整備は、約8割の市民が重要であると考えています。

そのため、こうした大規模な公共施設を整備するにあたっては、景観審議会等の意見を聴く場を設け、デザイン面等で景観に配慮する仕組みづくりを検討します。

A-2 農地・里山のある地区

(1) 景観形成の方針

市北部に位置する檜田地区や原地区、淀川低地の市街化調整区域に位置する三箇牧地区や五領地区では、まとまった農地が存在し、広がりのある田園空間が形成されています。

このような田園空間では、農地・里山・集落が織り成す穏やかな日本人の心の原風景にふれることができ、「身近に感じることができる自然景観の保全」「人々の営みに支えられた歴史・文化の継承」の観点から、営農環境に留意しながら、農地・里山・集落が互いに調和した落ち着いたある農地景観の形成を目指します。

- **農地・里山と調和した建築物や屋外広告物への誘導**
 - ・ 建築物や屋外広告物等について、農地・里山と調和を図ることで、落ち着いたある田園景観を保全します。

- **田園景観と調和した古民家等の保全**
 - ・ 農地・里山と調和した田園景観の重要な景観要素である古民家等を保全します。

- **まとまりのある農地の保全・活用**
 - ・ 継続的な農業による生産活動や農地の維持・継承によって、農地景観を保全します。
 - ・ 良好な景観を創出する農地を、農林業施策との連携によって、保全・活用します。

(2) 今後取り組むべき施策

① 農業の担い手づくりと農地・里山保全活動への支援

農地や里山は、日本人の心の原風景を創出しているだけでなく、安全・安心な食料供給や動植物の生態系保護、防災等多様な役割を担っていることを認識したうえで、健全な保全に努める必要があります。

そのため、「高槻市農林業振興ビジョン」に基づいて、既存農地の保全・有効活用、農業の担い手づくりに努めるとともに、農地や里山の保全活動を行う市民組織に対する支援制度等を活用しながら、引き続き農地・里山の保全を推進します。

②まとまった農地の維持

農地や里山のある景観を構成するうえで重要な要素であるまとまった農地を保全するため、引き続き農業振興地域内に存在する農用地の維持・保全を図っていきます。

また、やむを得ず開発事業が行われる場合は、景観にも十分に配慮し、当初目的とは異なる開発や利用が生じないように、市街化調整区域における開発事業の協議等を引き続き的確かつ厳正に実施します。

③古民家の維持・保全・活用のための仕組みづくり

旧集落に点在する古民家は、日本人の心の原風景を創出するうえで、必要不可欠であるといっても過言ではありません。また、その伝統的な建築様式は景観的な重要性のみならず、人々の生活を今に伝える重要な役割を果たしてきました。

これらを踏まえ、古民家のうち景観上重要なものや改修によって良好な景観を創出できるものは、景観重要建造物として指定を行ったうえで、建物改修時の支援制度や国の措置による相続税の適正評価措置、固定資産税減免等による建造物の保全誘導方策、景観重要建造物の維持管理を行うことのできる景観整備機構の指定と活用、貸し手と借り手のマッチングサポート等の施策を検討します。

④景観農業振興地域整備計画の策定の検討

景観計画区域内の農業振興地域は、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画を定めることにより、耕作放棄地対策等の推進を図ることができるため、地域の状況に応じて本計画の策定を検討します。

A-3 河川沿いの地区

(1) 景観形成の方針

開放感があふれ、広がりのある河川空間は、治水・利水機能を果たすとともに、市民の安らぎや憩いの場、自然とのふれあいの場として親しまれています。

特に、市の中央部を南北に流れる芥川は、北摂の山並みの景観とともに市民の愛着が高く、交流・憩い・自然体験のできる貴重な空間であり、「身近に感じることができる自然景観の保全」の観点から、河川とその沿線での視界の連続性や広がり確保しながら、人々が親しみを持ち憩い交流する場となる景観の形成を目指します。

- **広がりのある眺望を有する河川景観の保全**
 - ・ 建築物や屋外広告物等について、開放感のある河川空間に配慮することで、広がりのある眺望を有する河川景観を保全します。
- **親水性に配慮した市民が親しみやすい河川空間の形成**
 - ・ 親水性に配慮した多自然型の護岸整備や散策路、並木道等の整備によって、市民が親しみやすい河川空間を形成します。

(2) 今後取り組むべき施策

①景観や親水性に配慮した河川空間の整備

国は、「河川法の一部を改正する法律」（平成 9 年）で水質や景観・生態系等に配慮した河川環境の整備と保全を河川整備の一つに位置づけ、平成 18 年 3 月には、美しい河川景観の形成と保全の促進を図るための「河川景観の形成と保全の考え方（河川景観ガイドライン）」をとりまとめています。

また、大阪府や高槻市では、「芥川創生基本構想」で芥川を望む良好な風景について言及しており、「淀川水系右岸ブロック河川整備計画」（平成 15 年 3 月）でも芥川周辺の河川景観との調和に努める旨が記載されています。

したがって、景観アンケートや写真展等でも、市民の愛着が高い場所である芥川の整備にあたっては、治水・利水のほかに景観や親水性に配慮しながら景観形成に努めます。

B 歴史的景観

B-1 歴史的な趣のある地区

(1) 景観形成の方針

高槻市には、歴史的な趣のある地区が残り、市内に点在する社寺は、地域の歴史・文化の継承のみならず、緑と憩いの空間を演出しています。

これらの地区では、歴史的なまちなみ形成によって、自らの地域の歴史にふれ、そこで暮らす人々の営みを体感することにより、地域のアイデンティティが醸成され、さらには自分達の住む地域を愛する心を育むことにもつながっています。

このため、「人々の営みに支えられた歴史・文化の継承」の観点から、歴史的建造物が保全・活用される良好な景観の形成を図ります。

- **歴史的建造物を適正に維持・保全**
 - ・ 歴史的まちなみや旧街道沿いに残る歴史的な趣を感じる事ができる建造物を保全します。
- **歴史的建造物と周辺のまちなみの一体感の形成**
 - ・ 建造物の外観を整える等のルールづくりにより、歴史的な風情を伝えるまちなみの一体感を保全します。
 - ・ 屋外広告物やサイン等の統一感を図ることで、地域の個性を活かしたまちなみを形成します。

(2) 今後取り組むべき施策

① 景観重要建造物の指定、保全方策の検討

高槻市では、これまでも文化・歴史・学術等の見地から、価値を持ち保存を要する建造物等は、文化財として指定・登録を進めており、引き続き文化的に重要な建造物等の保全を進めていきます。

また、町家のうち景観上重要なものや改修によって良好な景観を創出できるものは、景観重要建造物としての指定を行いその保全を図ります。さらに、建物改修時の支援制度や国の措置による相続税の適正評価措置、固定資産税減免等による建築物の保全誘導方策、景観重要建造物の維持管理を行うことのできる景観整備機構の指定と活用、町家の有効活用を促す貸し手と借り手のマッチングサポート等の施策化を検討します。

②地域が主体となった歴史的なまちなみ保全の支援

高槻城跡周辺・富田地域・西国街道沿いの芥川地区等では、地域活性化や観光的な側面、あるいは地域のアイデンティティ等を考慮し、良好な景観を守り育てていくという機運の醸成を図っていきます。また、建築物や工作物は、歴史的なまちなみと調和するよう、意匠・形態・色彩等のルールづくりを進めていきます。

その際には、景観法に基づく景観協議会や提案制度の活用、歴史的な建造物の保全と改修支援制度、趣のある公共空間の整備、景観協定、屋外広告物の規制強化等の施策によって、地域全体としての歴史的な趣のあるまちづくりを進めていきます。

B-2 古墳・遺跡のある地区

(1) 景観形成の方針

三島古墳群をはじめとする古墳・遺跡は、本来具有する歴史的価値を守り継承することで、市民への景観に対する理解や認識を深め、地域のアイデンティティの維持や愛着心の育成を図ることとなります。

そのため、「人々の営みを次代へ継承する」という観点から、遺跡等の景観的な価値を高めるような環境整備を図りつつ、周辺との一体感ある景観形成を目指していきます。

- **古墳や遺跡の価値を高めるような周辺環境の整備**
 - ・ 主要な古墳・遺跡そのものの価値を高めるよう、文化財保護施策や観光振興施策との連携によって、周辺環境との一体的な整備を行います。
- **古墳や遺跡のもつ緑の空間の保全**
 - ・ 緑の空間は、景観重要樹木や樹林保護地区、保護樹木の指定等で景観資源として位置づけ、古墳や遺跡と共に保全します。

(2) 今後取り組むべき施策

①地域での意識の高まりに応じた、周辺環境の一体的な保全と整備

古墳・遺跡周辺の地域では、文化財としての重要度や周辺住民の景観まちづくりへの関心等を見定めつつ、指定・登録や文化財保存施策や観光振興施策と連携した周辺空間整備、景観協定による一体的な保全を検討していきます。

また、周辺整備にあたっては、必要に応じて景観についての意見交換の場を設け、地域の目指すべき方向を検討することで、地域住民が古墳・遺跡のもつ歴史的価値や緑の拠点としての価値を認識し、主体的に保全に取り組んでいく気運を醸成していきます。

C 市街地の景観

C-1 住宅地区

(1) 景観形成の方針

高槻市の活力を維持し、向上していくためには、市民の地域への愛着の育成が必要不可欠です。そのため、「質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出」の観点から、それぞれの住宅地ごとの特徴をいかしながら、緑豊かで良好な住環境の景観形成を図ります。

- **敷地内やまちかどの緑を充実**
 - ・ 敷地での空地や修景スペースを確保し、敷地内への緑化誘導によって、敷地内やまちかどの緑を充実します。
- **街区における統一感のある居住空間の形成**
 - ・ 周辺のまちなみに配慮した建築物とし、地域の統一感の確保を目指します。
 - ・ 壁面・垣・柵等の設置に対するルールづくりによって、隣近所との連続性に配慮したまとまりのある居住空間の形成を目指します。

(2) 今後取り組むべき施策

①緑化施策の推進

住宅地の景観形成は、緑の存在が極めて重要な要素となっており、高槻のええとこブログ等でも庭先の植栽等、身近な緑に対する評価が高くなっています。また、高槻市も、関係団体と共に緑化樹や花苗配布事業等、公園や公共空間における景観向上に繋がる様々な緑化施策に取り組んでいます。

そのため、これまで行政が取り組んできた様々な緑化施策を継続し、住民自らの取り組みとあわせて、緑豊かな潤いのある住宅地の形成を図ります。

②地域主体のルールづくりの支援

建て替えに伴う敷地の細分化等、これまでと異なるまちなみの形成によって、統一感が失われる状況に対しては、地域ごとの特徴あるまちなみを維持していくため、地域の景観特性や実情に応じた目指すべき景観像の共有化を図っていきます。

また、景観協定・建築協定・地区計画等、地域が主体となった景観に関するルールづくりが進められるよう、まちづくりアドバイザー制度も活用しながら、支援していきます。

③空き家・空き地の発生抑制や管理の仕組みの検討

住民の高齢化や都心居住に伴う都市中心部への住み替え等によって、空き家・空き地が生じている住宅地が増えています。このような状況は、まちなみの景観を損なうだけでなく、治安の低下や居住者の流出にまで繋がる可能性があります。

そのため、地域が主体となった空き家・空き地の管理や有効活用により、地域の活性化へつながる仕組みを検討します。また、空き家・空き地の発生を抑制する仕組みについても検討するとともに、空き地の清潔保持に関する条例や火災予防条例等の管理義務規定の適正行使等を進めていきます。

④新たな開発地域における景観への配慮の誘導

市内には、これまで培われた様々な表情をもつ住宅地の景観がある一方、新たな開発や再開発によって形成される住宅地も存在します。

住宅地の景観は、住宅の形態・意匠、敷地の植栽等のほか、道路空間や電柱・電線等複数の構成要素の相互関係で形成されます。そのため今後、新たに開発される住宅地に対しては、住宅・敷地・道路空間を一体的な空間ととらえ、整った住宅のための建築協定・景観協定の締結や道路空間の美装化、電線類の地中化等良好な景観形成に向けた取り組みを誘導していきます。

C-2 駅周辺の地区

(1) 景観形成の方針

人口減少期を迎えつつある高槻市では、都市活力やブランド力の向上を図っていくうえで、高槻市の玄関口となる駅周辺地域の良好な景観形成によるイメージづくりは必要不可欠です。「質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出」の観点から、都市機能の充実とあわせて、中核市の玄関口にふさわしい風格と賑わいのある景観形成を図ります。

- **駅前広場やメインストリートの都市空間としての質の向上**
 - ・ 憩いの空間や人が集う空間として利用されることを意識し、緑化等による潤いのある空間を形成します。
 - ・ 街の玄関口としての良好なイメージを形成するため、屋外広告物やサイン等の統一感や質の向上に努めていきます。
- **快適性や賑わいを感じることでできる歩行者空間の形成**
 - ・ 建築物の前面スペースの公開等により快適な歩行者空間を形成します。
 - ・ 建築物の低層部に商業施設を誘導する等により、賑わいのある歩行者空間を形成します。

(2) 今後取り組むべき施策

①官民が協力し、秩序ある公共空間利用の誘導

駅周辺での放置自転車やはみだし看板、商品陳列等に対して、所有者の啓発や違法駐輪の取り締まり活動をさらに進めつつ、違法看板等の簡易除却の強化や関係者に対する啓発活動等、秩序ある公共空間の利用を誘導します。

②風格ある都市空間の維持・整備と地域資源の連携

駅周辺や駅間を連絡する都市機能が集積した地域では、地域の活性化と都市の玄関口としての役割から、都市機能の向上とともに質の高い環境の維持・整備を図ります。

また、高槻市は、駅の周辺に歴史的資源と緑豊かな空間が残されていることが、大きな特徴でもあることから、さまざまな都市空間の整備と共に、これらの資源と連動しながら、景観にも配慮したまちづくりを進めていきます。

C-3 幹線道路沿道の地区

(1) 景観形成の方針

高槻市の顔となりうる主要幹線道路では、高槻市の良好なイメージ形成と山並みの眺望空間の確保のため、「質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出」の観点から、その沿道が秩序をもって利用される景観の形成を図ります。

- **道路空間の緑の創出による連続性の確保**
 - ・ 沿道民有地の緑化誘導によって、道路空間の緑の連続性を確保します。
 - ・ 街路樹の整備とあわせて、周辺住民との協働による管理の仕組みづくりを検討します。
- **沿道からみる山並みの眺望空間の確保**
 - ・ 建築物や屋外広告物について沿道からの見通しに配慮することで、山並みの眺望空間を確保します。

(2) 今後取り組むべき施策

①景観に配慮した道路空間の整備

道路は、日常、市民が最もよく目にする公共施設であることから、今後の維持・整備にあたっては、従来の道路機能に加えて、景観にも配慮しつつ行うことが求められます。

そのため、市民と協働して景観に配慮した沿道整備の検討（電線類の地中化、防護柵等の美装化等）、アドプトロード等身近な道路に対する質の高い維持管理等、高槻らしい道路景観の形成に向けた取り組みを進めていきます。

②市街化調整区域における沿道空間の修景の誘導

市街化調整区域内の幹線道路沿いで行われる開発に対しては、沿道景観に配慮した修景や敷地周辺の緑化等を誘導するとともに、資材置き場等美観的な配慮に欠ける土地利用についても、景観形成への取り組みを指導していきます。

③主要幹線道路沿道や鉄道沿線における違法な屋外広告物の取り締まり強化

南北軸の主要幹線道路の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物条例に基づく規制・誘導が行われていますが、一部では巨大な看板によって、背後の山並みの景観が阻害されている場所が見受けられます。

これらは、市外からの来訪者にとっても好ましくない印象を与えているものも少なくなく、良好な景観形成に向けた意識啓発を図るとともに、重点的に違法な屋外広告物の取り締まり強化を検討していきます。

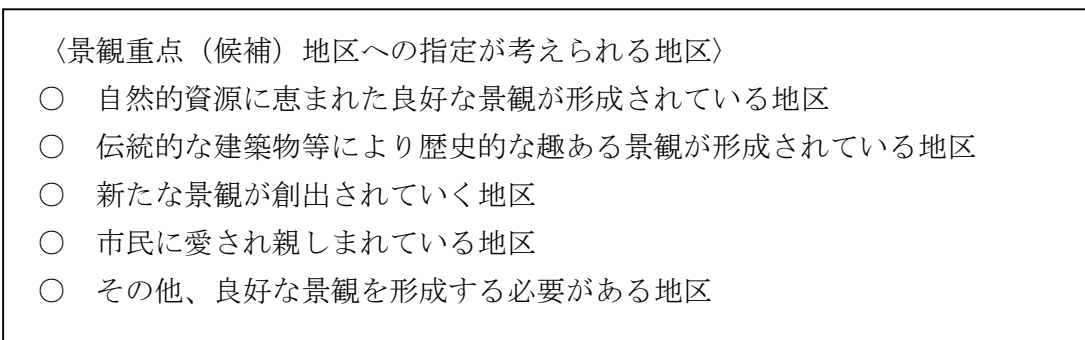
■ 高槻市の景観類型別の課題と方針



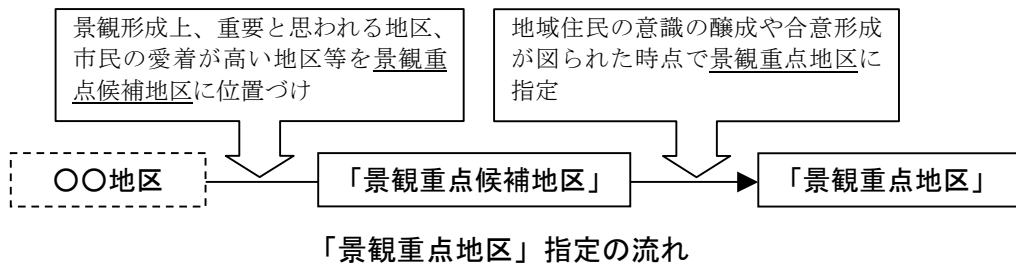
5-3 景観重点地区の指定

市内には自然景観、歴史的景観、市街地の景観といった一律に分類される景観類型以外に、個々の地区特性が色濃く反映されている地区、今後、高槻市の良好な景観形成を図っていく上で重点的に景観形成に取り組む必要があると思われる地区、アンケート等の市民意向から愛着が高いと思われる地区も見受けられます。

これらの地区は「景観重点候補地区」と位置づけ、地域住民との意思疎通を図りつつ「景観重点地区」の指定に向けた働きかけを行います。そして、意識の醸成が図られた時点で、「景観重点地区」として指定を行い、地域の魅力やシンボル性を活かした景観形成を図っていきます。



それぞれの地区では、次のような取り組みを進めていきます。



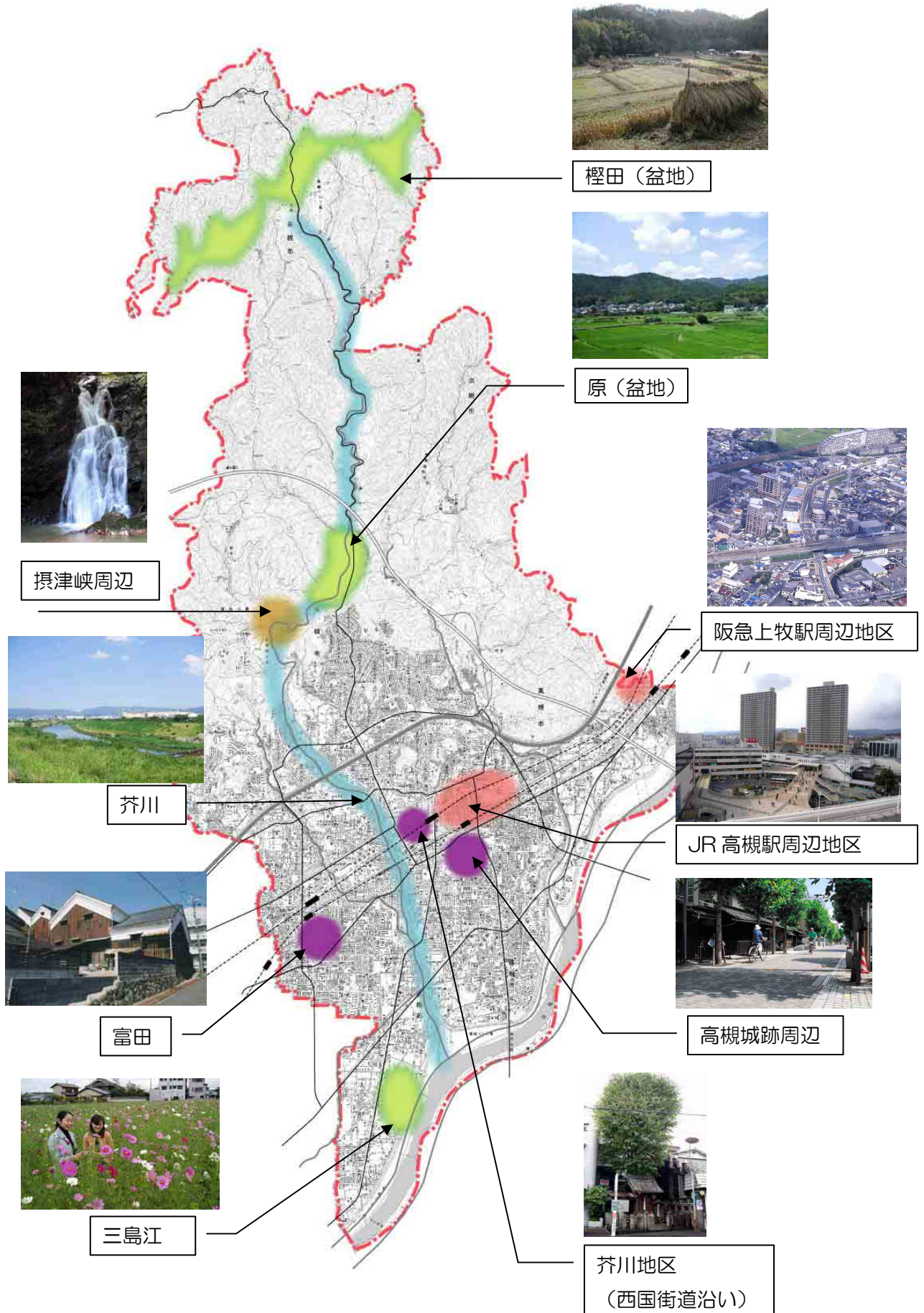
「景観重点地区」指定の流れ

① 景観重点候補地区への取り組み

- ・ 景観重点地区の指定に向けて、景観に対する機運の醸成が図られるよう、市民と協働で景観まちづくりを推進します。
- ・ 景観重点地区の指定に向けて、地区固有の景観形成資源について、住民の認識を深め、その価値を共有するため、普及・啓発に取り組みます。

② 景観重点地区への取り組み

- ・ 地区の特性を活かした景観まちづくりを推進します。
- ・ 建築物や屋外広告物について、地域の特性にあった、よりきめ細かな規制・誘導を行います。
- ・ 地区の指定にあたっては、広報、ホームページ等で周知を図り、良好な景観形成に向けて啓発・誘導を行います。



景観重点候補地区として考えられる地区